

勧誘事例

【事例1】

平成29年2月頃、消費者Aは妻と自宅にいと、玄関の呼び鈴が鳴り、45歳位の中年女性が訪問してきた。この女性は会社名も名乗らず、「排水管の掃除をさせてください」と言ってきた。清掃料金も15,000円と安かったことから清掃を依頼した。女性は「明日、掃除するので契約書を作ります」と契約書を作り、契約書と名刺を置いて帰ったが、この契約書と名刺から、この女性は同社の従業員Hであることがわかった。

翌日午前10時30分ころ、Hは男性2人を連れて来訪し、排水柵の清掃を行った。作業が終わると、Hが「排水柵に通じるパイプの元が傷んでいる。水漏れがあるか調べるには、床下に入ってみないと分からない」と言ったので、Aは数日後に床下の点検をしてもらうことにした。

床下に潜った男から「床下は湿気があり、白アリがいる。基礎にも亀裂がある」「このままにしておくで大変なことになる」と言われ、不安になったAは代金45万円の床下改修工事を契約した。

【事例2】

平成28年10月頃、同社の勧誘員Tが消費者D方を訪問し、「排水柵の掃除をしませんか」と勧誘した。Dは、排水柵の清掃はしたことが無かったことと、15,000円と工事代金が高額では無かったことから、勧誘に応じ、工事は翌日となった。翌日、Tが1人で来た後、まもなくして50歳前後の体格が良い男1名が来て、同社の従業員Mと名乗った。Tは外の排水柵掃除を、Mは室内の排水口の清掃作業を行い、綺麗になったので現金で代金を支払った。

するとMから、「高圧洗浄をしたので、水漏れがあるか床下点検したい」と言われた。Dは点検だけならいいかと思ひ、床下の入り口がある和室に案内し、畳を剥がして点検してもらった。するとMから、「カビが生えていて、湿気がある、このままだと傷んで住めなくなる」と言われ、驚いて不安になったDがMに相談したところ、Mは「調湿剤と防カビ剤、床下補強で300万円」と言った。代金が高額であったことから、消費者Dは「そんなに金は無い」と断ったが、直ぐにMから「120万円にする」と値引きを提案された。割安感から消費者Dは契約したが、M達が帰った後、120万円も高額だと思ひ、100万円以内で工事を収めてもらいたいと考え、「年金暮らしなので100万円以内でないと工事は頼めない」と依頼した。

翌日、Mが「100万円にします」と言ってきたので、改めて契約を結んだ。しかし、Mの作った契約書には、「ご契約年月日、契約書作成・記入日」が記載されていなく、更に契約担当者もMではなく、Hという知らない名前が書いてあった。Mにその事を尋ねると、「社長の名前です」と気まずいように言っただけで修正しようとはしなかった。

数日後、いつも風呂の水回りを点検しに来る業者が来たので、Dは今までの経緯を話した。するとこの業者から「それは詐欺だ。工事費も高い。消費生活センターに相談した方がいい」と言われ、不安になったDは消費生活センターに相談した。クーリング・オフの期間は切れていたが、契約日時等が記載されていない書面不備であったため、同社はクーリング・オフに応じた。

【事例3】

平成28年7月頃、同社の従業員Mが消費者C方を訪問し、「近所を回らせてもらっていますが、排水柵の清掃をしませんか」と勧誘した。Cは、今まで清掃をしたことが無かったので、代金15,000円で清掃を依頼した。Mは一度帰ったが、その日のうちに別の従業員Hと共に戻ってきて、2名で清掃を行ったので、清掃代金を渡した。清掃が終了すると、Mが「高圧洗浄したので排水管の水漏れがあっては困る。点検したい」と床下点検をしたいと言ったので、Cはこれを承諾した。居間の畳を剥がして床下に潜ったHから、「床下は湿気がある。このままにしておくと白アリが出る」と言われ、不安になったCは床下改修工事を約74万円で契約した。

数日後、MとHが作業に来て、作業終了後代金を支払った。代金を払い終わると、Mが「木が傷んでいて割れているところがあるので、補強したほうが良い」と木造住宅適合補強金具を付ける工事をCに提案した。不安になったCは、工事代金約102万円の契約をした。工事終了後、代金を支払った。

その後、同社の従業員は数度にわたりC宅を訪れ、C宅の床下等に点検と称して入り込み、不具合を指摘しては新たな契約を結び、改修工事を実施した。度重なる点検と改修工事に不安を感じたCが消費生活センターに相談し、同社に「もう来ないでくれ」と言ったところ、その後同社は来なくなった。

【事例4】

平成28年4月頃、同社の従業員Kが消費者B方を訪問した。Kは、「床下の通気口から虫が入らないようにネットを張りませんか」と工事を勧めたが、Bはこれを断った。するとKは、「排水柵が水漏れをしているおそれがある」と再度、工事の勧誘を行った。Bは水漏れがあっては困ると、掃除代金16,200円で契約をした。翌日、Kは1人で来て、排水柵の洗浄作業を行い、Bは代金を支払った。

3か月ほどして、同社の従業員Iともう1人の男が訪問した。Iは「排水管の清掃をしたので点検に来た」と言ったが、Bはこれを断った。しかしIが再度勧誘したことから、結局床下の点検をすることになった。点検後、Iは、以前床下工事をした業者のことを「前の業者の仕事は駄目だ」と工事の不備を指摘し、その上で「換気扇を3個、攪拌機を1個つければ大丈夫」と床下改修工事を提案してきた。Bは不安になり、工事代金50万円の契約を結び、翌日工事を行って代金を払った。

1か月ほど後、Iともう1人の男が再度訪問し、床下の点検を行った。Iは、「攪拌機をあと2機付けて、カビ処理をしないと駄目だ」と再度の床下修繕工事を提案した。不安になったBは、工事代金47万6千円の契約を結び、工事終了後代金を払った。

Bは、知り合いの屋根修理業者にこの事を話したところ、「高額過ぎる」と言われた。不安になったBは消費生活センターに相談したところ、工事請負契約書に不備な点が見つかった。消費生活センターの相談員が交渉したことから、クーリング・オフにより契約した47万6千円の工事を解約することが出来た。